

(意見書案第 23 号)

平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものである。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

総務省「就業構造基本調査」によると、道内の非正規労働者数は約 96 万人、雇用労働者の約 43% (全国 2 番目) と高く、労働政策研究・研修機構が実施した「多様な就業形態に関する実態調査」においても、かつての家計補助者という位置づけから、3 分の 1 が家計維持者へシフトしている。また、若年労働者数は、この 10 年間で 3 割も減少する一方で、4 割が非正規雇用であり、少子化の加速によって、税・社会保障の担い手が減少している。加えて、年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる道内労働者も 48 万人近くに増加し、割合も 3 割を超えている現状にある。

平成 22 年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成 32 年までに全国平均 1,000 円以上を目指す」との合意をしており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を 2 年連続で表記した。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

よって、北海道労働局においては、平成 28 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「雇用戦略対話合意」に基づき、早期に 800 円を確保し、平成 32 年までに全国平均 1,000 円に到達することができるよう、平成 27 年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給 (時間額 882 円) を下回らないよう、適切な水準を確保すること。
- 3 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 24 日

釧路市議会

北海道労働局長 宛